

## 「明治の日」は必要か

～「兆し」に目を向ける必要を考える～

浦瀬佑司（靖国神社問題特別委員会委員・札幌バプテスト教会員）

最近の報道(2016年10月8日朝日新聞報道「明治の日」制定の動き 維新150年で記念事業)によると、2017年が明治維新から150年に当たるのを記念して、自民党は、11月3日を「明治の日」としたいと考えているようです。11月3日は、現在は文化の日となっており、これは現「日本国憲法」の公布の日です。国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)では、文化の日について、「文化の日11月3日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。」と定めています。しかし、戦前においては、「明治節」つまり明治天皇の誕生を記念する日として、特別な日とされていた日であることを忘れてはなりません。



明治維新150年を記念した「明治の日」を制定しようとする動きの中に一体何があるのかについては、留意すべき点があると思われます。そこには、旧「明治節」を復活させようとしている考えのあることが見受けられるでしょう。明治に至る年表を開いてみると、1867年11月8日、9日(陰暦10月14日15日)にかけて「大政奉還」に関する「奏請」と「勅許」があり、翌年1868年1月3日(陰暦1867年12月9日)に「王政復古」の号令が出されています。1867年にこだわるのであれば、「11月3日」は何ら特別な日ではないと言うことが出来るにも拘わらず、この日に注目していると言うことは、何らかの意図があると言うべきでしょう。ここに、旧「明

治節」にこだわるこの意味があると言うべきでしょう。明治天皇に対する懐旧の念をあらわにしているのです。

次に考えなければならないのは、「明治維新」の位置づけでしょう。明治維新はそんなに記念すべき事象だったのかと言うことです。日本の近代史の中では確かにトピックとして捉えるべきことなのかも知れませんが、民衆史的にはどのように捕らえるべきかが十分に問われていないのではないだろうかと思えます。注意すべきは、長州藩の藩士等は、近代的な人権思想に基づいた政治改革ではなく、絶対王政に準ずる天皇主権の政治体制と重商主義を執り、結果的にアジアの周辺国家に対して植民地化と収奪を図り、1945年の敗戦へと突き進んでいったと見るべきでしょう。他の施策があったか否かは今となっては繰り返すかもしれませんが、結果責任を考えると「明治維新」の評価については、改めて考えなければなりません。そのような中で、「明治の日」の制定を進めることは、現憲法に対する姿勢を問うべきことですし、基本的人権に対しての姿勢を問うべきことだろうと思われます。

平和を創り出そうとする立場からは、「明治の日」については批判的であるべきと考えますが、

如何でしょうか？私たちは平和を守り、創り出す上でも、「兆し」に鋭敏でありたいと思います。



## 第9回口頭弁論 原告意見陳述書

2016年9月5日（月）東京地方裁判所

意見陳述人 辻子実（靖国神社問題特別委員会協力委員・恵泉バプテスト教会教員）

### 1 経歴

私は、1950年に東京で生まれました。プロテスタントの一教派であるバプテスト教会の信徒です。

私は、日本バプテスト連盟の活動を通じて靖国神社の問題に関心を持ち、長年取り組んできました。現在は、日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会協力委員、「平和の灯りを！ヤスクニの闇へ キャンドル行動」の共同代表などを務めています。私の著書には、靖国神社を題材にした『靖国の闇によるこそ』（2007年、社会評論社）や『侵略神社』（2003年、新幹社）があります。

### 2 靖国神社問題への取り組み

(1) 私が靖国神社に関心を持つようになったのは、1974年に廃案となった靖国神社法案に対する反対運動がきっかけでした。私の所属する日本バプテスト連盟では、1967年8月11日に「靖国神社法案反対声明」を発表したのを皮切りに、1973年4月27日には「靖国法案五度目の上程抗議声明」を発表するなど、靖国神社法案が、政教分離原則に違反し、信教の自由を脅かし、さらには戦争への道を切り開く法案であることを指摘し続けています。

(2) 私は、靖国神社法案に対する仏教界、新宗教団体などからの抗議声明などの中で、戦前のキリスト教を始めとした諸宗教に対する弾圧、国家神道下での神社参拝の強要などの歴史を知ることになりました。しかし、1970年代は、諸宗教に対する弾圧、すなわち、キリスト教は被害者であるという側面ばかりが強調されていたと思

いますが、その後、キリスト教界や仏教・新宗教団体などが、日本のアジア侵略と軌を一にしてアジアに宗教侵略とも言える「布教」をしていた歴史的事実を知り、かつ、キリスト教界でも、朝鮮半島のクリスチャンに神社参拝を勧めるという為政者の先鋒となる行為をしていたことを知りました。

そこで、日本バプテスト連盟は、1982年8月20日付けで「靖国神社問題に対する日本バプテスト連盟の信仰的立場〔反ヤスクニ宣言〕」を発表し、その中で「かつて、天皇制イデオロギーと国家神道がもつ悪霊的性格を批判しえず、『八紘一宇』の名のもとに、アジア侵略、差別と抑圧、戦争等をひきおこしていった悪魔的諸力の前に沈黙し、迎合していった教会の痛みを、わたしたちは今日どれだけ、教会の体質として克服しえているだろうか。」と指摘し、アジア・太平洋戦争下において、日本のバプテスト教会が信仰告白において誤りを犯し、侵略戦争に加担する過ちを犯したことを認め、悔い改めました。

また、日本バプテスト連盟は、1988年8月26日付けの「戦争責任に関する信仰宣言」においても、「かつての大戦下、私たちは、まさにこの主告白において誤りを犯した。すなわち私たちはこの世界に主イエスの支配の及ばない領域を認め、『神社は宗教にあらず』と強弁しながら天皇を『現人神（あらひとがみ）』とする天皇制国家とその侵略戦争を教会と両立できるものとし、しかも戦争遂行に加担して隣国の人々に対し、神社参拝を強要するような誤りさえ犯した。【略】私たちは、この大戦がまさに明治以来の富国強兵政策の『力』の絶対化と『むさぼり』の行きつく結果であったことをわきまえようとせず、『八紘一宇』のスローガンが偏狭な民族エゴイズムに過ぎず、天皇制が『むさぼり』とそれを生み



出す差別とを正当化することを見抜けなかった。そして、信教の自由・政教分離を主張すべきバプテストでありながら、かえって国家を神の国と同一視し、アジア侵略を神が祝福される領土拡張として単純に受け入れた。」と述べ、自らの戦争責任を明らかにしました。

(3) このような罪責の歴史を持つ日本バプテスト連盟は、2013年12月26日の安倍首相による靖国神社参拝に対し、直ちに、同月28日付けで「安倍晋三内閣総理大臣の靖国神社参拝に強く抗議する」という理事長声明を発表しました。この理事長声明の一部を紹介します。

「靖国神社は、かつての天皇制国家体制下で、天皇の軍隊である陸海軍省が管轄する軍事的宗教施設として、日本のアジア侵略・軍国主義の精神的支柱という役割を果たしてきました。戦後、一宗教法人となりましたがその性格は受け継がれており、戦没者を『英霊』として顕彰し、靖国神社はアジア諸国に対する侵略戦争の歴史を肯定・美化しています。そのような性格をもった靖国神社への安倍首相の参拝は、単なる個人の信念の問題ではなく、靖国神社が持っている歴史観・性格を肯定することであり、侵略戦争の歴史を反省し、アジア諸国だけでなく世界に対する約束である「平和憲法」を変えようとする明確な意思表示だと言えます。それはまた、安倍首相の悲願である戦争体制作りのための『憲法改正』に向けた一連の行動でもあり、『平和を愛する諸国民の公正と信義』(憲法前文)に対する挑戦として、私たちは強い危機感を抱かざるをえません。」

(4) 私は自らの、信仰を通して、日本の内閣総理大臣が靖国神社を参拝する行為は、日本国憲法の定める政教分離原則に抵触し、信教の自由を踏みにじる行為であるということを、はっきりと自覚し、そのことに大きな危機感を抱くようになりました。そのため、私は、首相の靖国神社参拝の問題を多くの方々知ってほしいとの思いで、靖国神社について研究し、『侵略神社』(2003, 新幹社)、『靖国の闇によろこそ』(2007, 社会評論社)などを著わしたり、様々な活動に参加したりするなどして、積極的に取り組んできました。

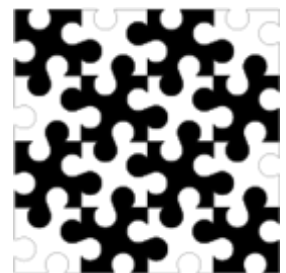
私の著書『侵略神社』は、日本がアジア侵略し

ていく先々で、おびたしい数の神社(祠)を創建した実態とその役割を描いたものですが、私が特に海外に創建された神社(祠)を敢えて、「侵略神社」という名称で呼ぶことにしたのは、海外で創建された官幣社は、例外なく、わが国の植民地化あるいは、占領地に政治的目的で創建され、皇国臣民教育あるいは、八紘一宇思想の宣伝・強要の場として利用されたことによります。

### 3 政教分離原則違反

(1) 1975年8月15日、当時の三木武夫首相は、靖国神社を参拝しましたが、このとき公的参拝と私的参拝との区別として、①公用車不使用、②玉串料を私費で支出、③肩書きを付けない、④公職者(S・P・秘書官など)を随行させないことを挙げ、「私人」として参拝を行ったと説明しました。

しかし、安倍首相の本件参拝はどうでしょうか。安倍首相は、本件参拝以前から、第一次安倍政権の任期中に靖国神社参拝を見送ったことを「痛恨の極みだ」と繰り返し発言してきました。「首相在任中」に靖国神社へ参拝することに非常に固執しており、そのことを周囲にアピールしていました。そして、本件参拝時には、玉串料は私費で支払っていますが、その他は公用車に乗り、S・P・秘書官を同行し、内閣総理大臣の肩書きで記帳し、献花しています。本件参拝後には、靖国神社境内において記者団のぶら下がり取材を設定し、「本日、靖国神社に参拝をいたしました。日本のために尊い命を犠牲にされたご英霊に対し、尊崇の念を表し、そして御霊安かれなれと、手を合わせて参りました。そして同時に、靖国神社の境内にあります鎮霊社にもお参りをさせていただきました。鎮霊社には、靖国神社にまつられていないすべての戦場に倒れた人々、日本人だけではなく、諸外国の人々も含めて全ての戦場で倒れた人々の慰霊のためのお社であります。その鎮霊社にお参りをしました。すべての戦争において、命を落とされた人々のために手を合わせ、ご冥福をお祈りし、



そして二度と再び戦争の惨禍によって人々の苦しむことのない時代をつくるとの決意を込めて、不戦の誓いをいたしました」（同日配信の産経ニュースより）と発言しました。さらに、首相官邸のホームページ上に内閣総理大臣談話を掲載し、国内外に向けて広く発表しました。

このような安倍首相の行為を見れば、マスコミ報道では、私人・公人としての立場に言及することなく、安倍首相が内閣総理大臣として記帳、献花して参拝したことが報道されますので、一般人が普通に報道に接すれば、あたかも安倍首相が「内閣総理大臣として参拝した」ようなイメージを抱いてしまいます。安倍首相は、後日国会で、「私人として参拝した」と答弁していますが、このよう報道記事は大きく扱われません。一般人の心には、安倍首相が「内閣総理大臣として参拝した」というイメージだけが強く残るのです。

私は、安倍首相が、自らは公的参拝であることを明言せずに、「内閣総理大臣として参拝した」と報道されるような演出を行い、上手くマスコミ操作をすることによって、正式な公的参拝と同じ効果を狙ったと考えています。このような演出行為は、靖国神社が特別な存在であり、国家から特権を受けているような印象を一般人に与える行為です。本件参拝が日本国憲法の定める政教分離原則に違反することは、火を見るよりも明らかです。

また、本件参拝後のマスコミに対するぶら下がり取材での上記安倍首相の発言は、内閣総理大臣が、国家のために尊い生命を捧げた人々を「英霊」と呼び、靖国神社の「御祭神」として祀り、「慰霊顕彰」するという一宗教団体に過ぎない靖国神社の教義を承認、擁護し、さらにはマスメディアという強力な情報伝達手段を用いて国内外に広く宣伝する行為に当たります。このような行為もまた、一般人に対し靖国神社は特別な存在であり、国家から特権を受けているという印象を強く与えるものです。したがって、本件参拝が、政教分離原則に違反する重大

かつ明白な違憲行為であることは明らかです。

しかし、安倍首相は、首相就任一周年記念という個人的政治記念日に本件参拝を強行したものであり、国政の代表者としての自覚に欠け、憲法尊重擁護義務をまったく無視していると言わざるを得ません。私は、キリスト者としても国民の一人としても、安倍首相の違憲行為を絶対に許すことはできませんし、己の信仰と日本国憲法の理念を守り抜くためにも絶対に許してはならないと思います。

(2) 本件参拝の特色は、安倍首相が鎮霊社をわざわざ参拝した点にあります。

鎮霊社は、1965年に靖国神社によってその境内に創設されたものであり、靖国神社社務所発行の「やすくに大百科 ～私たちの靖国神社～」という無料の小冊子や靖国神社ホームページにおいて、「靖国神社本殿に祀られていない方々の御霊と、世界各国すべての戦死者や戦争で亡くなられた方々

の霊が祀られています。」と説明されています。つまり、上記安倍首相の発言のうち、鎮霊社に関する部分は、靖国神社が鎮霊社に付与した宗教的意義をそのまま説明したものになります。

また、大野俊康靖国神社宮司による「宮司通達」（2003年6月1日）によれば、「鎮霊社を現在の場所より移築したり、圍りの鐵柵を取りはずす等、鎮座當時と同様に、参詣者が自由に参拝出来るようにすることは、千鳥ヶ淵戦歿者墓苑に見られる通り、一部の政黨や所謂博愛主義者によつて、英霊祭祀二分化に繋がると、大いに懸念される場所である。よつて、小職は、昭和四十年鎮霊社鎮座以來、今日まで嚴肅に奉仕されてきた祭祀に鑑み、鎮霊社を今後共、現状のまま、密かに奉齋続けることを見解とする。」とされており、靖国神社としては、鎮霊社の存在を密かにしておきたいと考えていました。しかし、安倍首相は、靖国神社が通達を出してまで密かにしておきたい「社」にわざわざ参拝し、マスメディアの前で鎮霊社について上記のとおり言及し、その存在及び宗教的意義を



大々的にアピールしたのです。

内閣総理大臣が、一宗教団体（＝靖国神社）が創設した宗教施設（＝鎮霊社）を参拝し、その宗教的意義をマスメディアという強力な情報伝達手段を用いて国内外にアピールするということは、どう見ても国家が当該宗教を援助、助長、促進する行為であり、国家と宗教団体との過度な関わり合いと言わざるを得ません。このことから、安倍首相の本件参拝が政教分離原則に違反することは明らかです。

（3）靖国神社参拝の問題に関し、政教分離原則を無視した安倍首相の行為は、本件参拝だけではありません。

安倍首相は、本件参拝から約1か月後の2014年1月22日、スイスのダボスで開催された「世界経済フォーラム年次総会」において、各国メディアを相手に、「（靖国参拝は）いわゆるA級戦犯を称揚するためではない。そこには（戦争の）ヒーローがいるのではなく、戦争に倒れた人々の魂があるだけ。憎しみもないし敵意もないし、人を辱めようというつもりはない」と発言しました。

しかし、靖国神社附属の「遊就館」の展示室16の入口には「靖国の神々」の英語訳として「Mementos of War Heroes Enshrined at Yasukuni Jinja」と掲示されています。つまり、靖国神社には戦争のヒーローがいないどころか、「戦争のヒーロー（War Heroes）」を祭神として祀っているのです。安倍首相の「戦争のヒーローがいない」発言は、諸外国から批判を浴びた本件参拝行為を正当化したいがための発言であったと考えられますが、その発言自体が「戦争のヒーロー（War Heroes）」＝「祭神」という靖国神社の教義を真っ向から否定する結果となってしまったのです。

政治家が一宗教団体の教義を否定する発言を行うことは、政教分離原則を無視した行為です。このような違憲行為を国際会議の場において臆面もなくやってしまう人物が、日本の内閣総理大臣であることに、私は国民として大変恥ずかしく思います。



### 3 信教の自由に対する侵害

（1）私の所属する教会は聖書（旧約聖書と新約聖書）を信仰生活の唯一の規範とします。そのため、聖書以外の信条・教理などは、私たちの信仰を拘束するものではありません。バプテスト教会は、教会の支配者はキリストのみであるという教えから、国家は教会の事柄に介入すべきではなく、キリスト者もこの世の事柄以外では国家に服従する義務はないと訴え、17世紀始めに人類史上初めて、政教分離原則を明確に表明したと言われています。社会を治める国家と、キリストの支配する神の国（教会）とを区別し、国家は教会のことに介入してはならないし、教会はこの世の事柄以外では国家に服従する義務はないと告白します。

これらの特徴は、現代にも息づいています。特に、「神は人を分け隔てなさいません」（新約聖書ガラテヤ信徒への手紙2章6節）との聖書の言葉から、人間の霊的平等、良心の自由という根拠を求めてきたバプテストは、この世の統治者に対しても、すべての人々に正義と公平を提供することを求めています。

（2）また、私たちバプテスト信徒にとって、死はキリストから与えられた生命を脅かす力ではありません。生や死が何であるかはキリストのみが知ることができます。私にとって死生観は、信仰に関わる重要な事柄なのです。

しかし、靖国神社は、アジア・太平洋戦争下において、天皇の軍隊である陸海軍省が管轄する軍事的宗教施設として、日本のアジア侵略・軍国主義の精神的支柱という役割を果たしてきました。そして、現在に至るまで、戦没者を「英霊」と意味付け、「御祭神」と神格化し、礼拝の対象とすることにより、アジア諸国に対する侵略戦争の歴史を肯定し、美化しています。靖国神社の立場は、私の信仰とは全く相容れないものです。

それゆえ、国家が靖国神社の教義に則り、戦没者の死を、統一的、体制的、絶対的に意義づけようとする、さらに死を美化して戦争に利用することは、私の信教の自由を侵害します。また、首相らが

靖国神社を参拝することは、戦没者遺族の平和への願いを踏みにじるものですし、侵略の犠牲となったアジアの人々の死を無視するものといえます。戦没者をどのように祀るかということは、個人の信仰や思想信条に関わる重要な事柄ですので、国家は絶対にこれに介入してはならないのです。

しかし、安倍首相による本件参拝は、内閣総理大臣として限りなく公に見せかけた参拝行為であり、正に国家が靖国神社の教義を承認、擁護し、これに則り参拝したと言うことさえできます。そして、上記のとおり、本件参拝は、一般人に対し靖国神社が特別な存在であり、国から特権を受けているという印象を与えるものです。戦前の国家神道体制の過ちを痛切に反省し、憲法20条で信教の自由と政教分離原則が制定された歴史に鑑みれば、国から特権を受けている、国から特権を受けるにふさわしい靖国神社という印象を一般人に与える行為こそ、国家が再び靖国神社と結びつくことを可能とし、国家神道の復権につながる行為にほかならず、信教の自由への圧迫及び思想の統制を引き起こす重大な行為と言わざるを得ません。

(3) 以上のとおり、本件参拝は、私の信仰を否定し、信教の自由を蹂躪する行為であり、これによって私は耐え難い苦痛を受けています。絶対に本件参拝を許すことはできません。

さらに、今私が一番恐怖に感じていることは、安倍首相の靖国神社参拝が許容されてしまうと、戦前の日本と同様に、いつの間にか靖国神社が国から特権を受けることを当然視する風潮が構築されることです。大日本帝国憲法第28条の条文では「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」となっていますが、政府は「神道は宗教ではない」(神社非宗教論)という公権法解釈に立脚し、神道・神社を他宗派の上位に置く事は憲法の信教の自由とは矛盾しないとの公式見解を示しました。したがって、この裁判において、安倍首相による靖国神社参拝が、日本国憲法20条に照らして明確に違憲と判断されない場合、現代においても、「神道は宗教ではない」(神

社非宗教論)という宗教政策、実質的な国家神道復権を認めてしまうことになるのです。そうなれば、私も、国家神道体制下のキリスト者がそうであったように、無自覚のうちに、安倍首相の靖国神社参拝という新たな装いで登場した現代の「神社非宗教論」に迎合し、己の信仰を歪め、国家神道の下に膝を屈めてしまい、国家神道に積極的に関与せざるを得なくなり、私の信教の自由が剥奪されてしまうことは、歴史的事実を見れば明らかです。このような意味でも、安倍首相の本件参拝は、私の信教の自由を侵害するものであり、私の心は深く傷つくとともに、とても憤っており、また、新たな「神社非宗教論」に対し、底知れない恐怖を感じています。

ドイツの反ナチス運動組織告白教会の指導者マルティン・ニーメラーは、次のような有名な言葉を残しています。「ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった。私は共産主義者ではなかったから。社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった。私は社会民主主義者ではなかったから。彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった。私は労働組合員ではなかったから。そして、彼らが私を攻撃したとき、私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった。」

私は、マルティン・ニーメラーの言葉のように、安倍首相の靖国神社「違憲」参拝に対して、今しっかりと批判の声を挙げ続けていかないと、日本が過去に歩んだ侵略戦争への道を、近い将来再び歩むことになるのではないかと非常に危惧し、恐怖を感じています。

裁判所にかかれては、戦前の歴史をしっかりと踏まえ、安倍首相の靖国神社参拝という新たな装いで登場した現代の「神社非宗教論」に対して明確に憲法違反であるとの判断をして頂きたいと願うところであります。



以上

## 1. 『新生讚美歌』の中で肯定的に評価する賛美歌とそのポイント

新しい讚美歌を積極的に採用した点は、評価できると思います。

## 2. 『新生讚美歌』の課題があると評価する賛美歌とそのポイント

2015年3月16日、自民党の三原じゅん子参院議員が、参院予算委員会で「ご紹介したいのが、日本が建国以来、大切にしてきた価値観、八紘一宇(はっこういちう)であります」と発言したことは、記憶に新しいことだと思います。三原じゅん子参院議員は、「八紘一宇の理念のもとに、世界が一つの家族のようにむつまじい、助け合えるような経済、税の仕組みを運用することを確認する崇高な政治的合意文書のようなものを、安倍総理こそが世界中に提案していくべきだと思う」と語っていますが、「八紘一宇」が、日本の侵略戦争を肯定するスローガンとして「大東亜共栄圏」思想と軌を一にして「全世界を天皇の下にひとつの家のようにする」という意味が込められて戦前において使われていたことを、私たちは忘れてはならないと思います。

『新生讚美歌』18(うるわしき 救い主)・4番などにおいて使用されている「みいつ(御稜威)」の問題があります。「みいつ(御稜威)」を辞書で引きますと、一般的に「厳(いつ)」を敬ってという語。天皇や神などの威光。威勢」という意味で、必ずしも天皇(制)に限定使用される用語ではないような感じを受けます。

しかし、「見よ東海の空明けて」の歌詞で有名な「愛国行進曲」は、1937年8月に閣議決定された国民精神総動員の方針のもと、「国民が永遠に愛唱すべき国民歌」として同年に組織された内閣情報部によって、「美しく明るく勇ましき行進曲風のもの」「内容は日本の真の姿を讃え帝国永遠の生命と理想とを象徴し国民精神作興に資するに足るもの」と公募された国民歌謡ですが、2番の歌詞は、「起て一系の大君を／光と永久に戴きて／臣民われら皆共に／御稜威に副わん大使命／往け八紘を宇となし／四海の人を導きて／正しき平和うち建てん／理想は花と咲き薫る」となっています。言葉が歴史の文脈の中で、どのように使われていたかの検証がいかに重要であるか教えられる事例だと考えます。

『新生讚美歌』は、歌詞の意味を明確にするために漢字にルビを振ることを原則に、2番以下の歌詞を楽譜下段に記載しているとお聞きしていますが、18・4番の「みいつ」については、「御稜威」と記していません。編集意図に沿うならば、この記載方法は、歌詞の意味を不明確にしている見本であるとも言えます。

1988年8月26日日本バプテスト連盟第42回年次総会で「戦争責任に関する信仰宣言」を採択していますが、その中で「かつての大戦下、私たちは、まさにこの主告白において誤りを犯した。すなわち私たちはこの世界に主イエスの支配の及ばない領域を認め、『神社は宗教にあらず』と強弁しながら天皇を『現人神(あらひとがみ)』とする天皇制国家とその侵略戦争を教会と両立できるものとし、しかも戦争遂行に加担して隣国の人々に対し、神社参拝を強要するような誤りさえ犯した。」と告白しています。

私たちは、1982年8月20日第36回年次総会で「靖国神社問題に対する日本バプテスト連盟の信仰的立場[反ヤスクニ宣言]」を採択し、「終りなき自由への戦いを通して、「和解の福音」がわたしたちに委ねられていることをおぼえたいと願う。アーメン。」と結びました。

戦前の国家神道思想である天皇・現人神思想用語を無批判に、讚美歌として使い続けることは、侵略の犠牲となったアジアの人びとに対する「和解の福音」を自ら拒否している行為に他なりません。

確かに、近現代史を学校で学ぶことがない青少年にとって、「みいつ(御稜威)」348(きよき所を)・1番 天つみ神「538(神はわかやぐら)・3番 あまつ大神」が、戦前、天皇制特定用語であったことを知りませんし、知らされていません。だからと言って、現代では、キリスト教用語として使っても良いということではないはずで

戦中に発行された『興亜讚美歌』『興亜少年讚美歌』を生み、戦争に加担してきた歴史を踏まえ、讚美歌の歌詞にある「戦い」「争い」などの単語も、注意深く検討する必要があると考えます。

私たちは、バプテスト連盟の信仰の歴史を顧みて「みいつ(御稜威)」「大み名」などの歴史の意味を教会で伝





えていかなくはならいと考へます。

「神」も神道用語から採られたものはないかという意見もあると考へます。神道に由来する全ての用語を『新生讃美歌』から今すぐ排除すべきであると主張するものではありません。

ヨハネによる福音書 15 章 13 節「友のために自分の命を捨てること、これ以上に大きな愛はない。」が、「英霊に対する国・国民のあるべき姿勢を確立するための国民運動を展開する任意団体」と自称し、靖国神社に合祀されている神々を顕彰する「英霊にこたえる会」の標語として取り上げられていることを思うとき、「397 (み神を愛する主のしもべは) -3 番 すべてをささげて命を捨てん」「578 (光と闇とが) -3 番 殉教者の炎を この身に受けて」など、戦争賛美に繋がりがかねない表現についても、再考の余地があるのではないかと考へます。

### 3. 今後、賛美歌集にとりあげるべき「賛美歌」、内容やテーマ

『新生讃美歌』は 2003 年発行以来、本年 (2016 年) で、13 年の歴史を重ねています。私たち靖国神社問題特別委員会も、この間、『新生讃美歌』の歌詞における天皇 (制) 用語問題などを放置してきた責任は免れないと考へます。

この反省にたつて、この機会に『新生讃美歌』における天皇 (制) 賛美用語を単に書き換へるのではなく、今後の私たちの信仰告白の糧とすべく、歴史的な文脈の検証などを行いつつ、アジアなどの賛美歌を収録するばかりではなく、アジアをはじめとする「和解の福音」立ち、侵略戦争に対する罪責告白を含む『新生讃美歌』の改訂を、強く希望するものであります。

### 4. 今後、『新生讃美歌』推進に期待すること

検討委員会などでの検討過程を積極的に開示して頂き、問題を共有しつつ、推進して頂きたい。

以上

日本キリスト教協議会 (NCC) 靖国神社問題委員会発行ブックレット

## 「安倍 70 年談話と私たちの課題」

戦後 70 年の昨年、安倍政権は憲法違反の「戦争法」を強行可決し、今年 3 月 29 日に施行させました。そして 7 月の参議院議員選挙では、改憲勢力が 2/3 以上となり、いよいよ、憲法の明文改憲に踏み込み、戦争のできる国づくりを完成させようとしています。このような状況の中、去る 5 月 30 日に安倍 70 年談話を分析し、講演を聞き・学ぶ集会を行ないました。その講演と 3 つの教派団体の「70 年談話に対する態度表明」、さらに資料として、安倍・村山・河野談話、教派・団体・教会の「戦後 70 年の声明・宣言」等を掲載したブックレットを作成しました。各教派・団体・教会の学びに、運動に、ご活用ください!

#### ■主な内容

- (1) 講演: 「安倍政権の現状と私たちの課題」  
中野晃一さん (上智大学経済学教授/立憲デモクラシーの会)
- (2) 戦後 70 年談話に対する態度表明  
\*カトリック (光延一郎さん・イエズス会社会司牧センター所長)  
\*JEA・日本福音同盟 (柴田智悦さん・JEA 社会委員長)  
\*NCC・日本キリスト教協議会 (瀬底正博さん・NCC 靖国神社問題委員会委員)
- (3) 資料  
\*安倍 70 年談話 (日本語、英語) 全文\*村山談話 (の本後、英語) 全文\*河野談話  
\*教派団体の声明及び宣言 日本バプテスト連盟、キリスト者政治連盟、日本同盟教団  
日本キリスト教団、在日大韓基督教会、カンバーランド長老教会日本中会



売価 700 円

※お求めは、ヤスクニ委員会: 松藤までお問い合わせください。

「ヤスクニ通信」発行責任: 日本バプテスト連盟 靖国神社問題特別委員会 委員長 松藤 一作  
〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和1-2-4 TEL 048-883-1091 FAX 048-883-1092